

戸籍証明書等請求書（郵送用）

鹿児島県垂水市長 様

令和 年 月 日

※注意 本人と偽ったり、その他不正な手段により交付を受けたときは、刑罰が科せられます。

○この請求書で垂水市以外に請求される場合、手数料が異なる場合がありますので、あらかじめ請求先市区町村にご確認ください。内容に不備があると返却される場合もあります。

請求者	住所	〒	屋間の連絡先の電話番号(携帯電話など)
	氏名	フリガナ ※自署以外の場合は押印が必要です。 ㊤	電話 - - 明・大・昭・平・令 年 月 日生
代理人	住所	〒	屋間の連絡先の電話番号(携帯電話など)
	氏名	フリガナ ※自署以外の場合は押印が必要です。 ㊤	電話 - - 明・大・昭・平・令 年 月 日生

本籍	垂水市	番地 (番戸)	番地等まで記入(例 ○○町○番地○) 本籍地の市区町村に請求してください。
筆頭者氏名	戸籍の最初に書かれている人です。 死亡されても変わりません。		

証明書の種類	全部事項証明(謄本)		個人事項証明(抄本)		必要な方のお名前
	戸籍 (1通450円)	通	通	()	
除籍 (1通750円)	通	通	()		
改製原戸籍 (1通750円)	通	通	()		
戸籍の附票 (1通300円)	通	通	()	本籍・筆頭者の記載が必要ですか □に✓をしてください。 □必要 □不要 □の無い場合は省略します。	
どこの住所が必要ですか 必要なところがあればお書きください。 → ()					
身分証明 (1通300円)	通	必要な方のお名前 ()		明・大・昭・平・令 年 月 日生	
独身証明 (1通300円)	通	※独身証明は本人請求のみ、代理人請求不可			
受理証明 (1通350円)	通	どなたのどの証明が必要ですか。()の出生・婚姻・離婚・その他()の受理証明			
その他 (確認要)	通	()			

請求者と必要な戸籍の方との関係	該当するものに○をつけてください。	
	1 戸籍に記載されている本人	()の夫・妻・子・孫・父・母・祖父・祖母
	2 戸籍に記載されている人()	※請求者が法人の場合、代表者の資格証明書が必要です。

使用目的	どこに提出しますか ()
	何に使われますか ()
※相続などで具体的に必要な内容が分かっている場合は記入してください。	
□ ()が死亡したことによる手続きで ()について ① 出生から死亡までの戸籍が ()セット必要	
② 死亡記載のある戸籍が ()通必要	
③ その他(具体的に ())	
□ ()と ()との関係が分かるものを ()通	
※ 請求者が「3 その他」の場合は、下記のいずれかにチェックをつけて、請求の理由を詳細に記載してください。	
□ 自己の権利行使又は義務履行のため	→ 下に権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を書いてください。なお、戸籍の証明書を取得する正当な理由が分かる資料を求めることがあります。
□ 国又は地方公共団体の機関に提出するため	→ 下に提出先の名称と提出を必要とする理由を書いてください。
□ その他戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合	→ 下に戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を書いてください。
請求の理由を詳細に記載してください。 ()	

※最近2週間以内に戸籍の届出をされた方はお書きください。

(月 日 区・市・町・村に届出) 出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・その他()

権限書類	□ 委任状	□ 戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	□ 登記事項証明書	□ 資格証明書
	□ 社員証	□ 身分証明書(免許証等)	□ その他()	

- ※1 請求者の本人確認書類(運転免許証など現住所の記載のあるもの)の写しを同封してください。
○送付先は、現住所になります。
- ※2 代理人が請求する場合、委任状が必要になり、※1の本人確認書類は代理人の方のものとなります。
- ※3 権限書類は、代理人や法定代理人、法人が請求する場合に必要なとなります。

郵便による戸籍謄抄本等の取り寄せ方法について

垂水市に本籍がある方の証明。下記のことを同封して送付してください。

- ① 請求書 昼間連絡のできる電話番号(携帯電話等)を必ず記入してください。
- ② 本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の被保険者証【記号・番号と保険者番号が見えないようにマスキング(マジックペンなどで黒塗り)されたもの】など現住所の記載のあるものの写しが必要です。
[有効期限内のもの] (パスポートは、郵送請求では本人確認書類とはなりません)
- ③ 手数料 手数料は、定額小為替又は普通為替(郵便局で購入)でお願いします。[為替には、何も記入されなくて結構です]
(※手数料及び予備の返信用切手が余った場合はお返しいたしますが、手数料は切手での返却になる場合もあります。)
- ④ 返信用の封筒 返信先は、請求者の現住所です。 返送先の住所、氏名を記入し、必要な郵便切手を貼ってください。
お急ぎの場合は、速達料金の切手を追加追加してください。

①②③④同封
※関係戸籍等

切手 〒891-2192
垂水市上町114番地
垂水市役所 市民課
郵送担当 宛

※代理人が請求される場合、委任状が必要になり、上記②の本人確認書類は代理人の方のものとなります。

※独身証明書については本人請求のみ、代理人請求はできません。

※戸籍請求する権利のある親族等の方で、請求する戸籍に記載されていない方が請求する場合、親族関係、夫婦関係を確認できる戸籍謄本(写して可)の提示が必要な場合があります。(本市の戸籍等で確認できれば不要です。)

注意事項

- 1 請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
- 2 「謄本」は同一戸籍に記載のある人全員を証明するもので、「抄本」は同一戸籍に記載のある人のうちの一部で請求者の「必要な方の名前」欄に記載された方の分を証明したものです。
(※「謄本例(除籍された方を含めて)」1名中1名・3名中3名、「抄本例」3名中1名・3名中2名)
- 3 戸籍の請求には、請求者(代理人請求の場合は代理人)の記名が必要です。
- 4 戸籍の附票は、住民登録地の履歴を記載したものです。戸籍が編製されてからの住所の履歴が記載されます。垂水市では、平成17年8月27日に戸籍を電算化(コンピュータ化)しており、電算化前と後で附票が分かれます。過去の住所履歴が必要な場合は、上記の附票の改製や戸籍の変動(婚姻等)により、複数(2通以上)の附票を取得していただく場合がありますので、記載の必要な住所を必ずご記入ください。(例：〇〇〇から現在までの住所が必要)
(※附票の改製や戸籍の除籍の時期により、保存期間の経過により廃棄されて証明を発行できない場合もあります。)

◆ 戸籍の附票に在外選挙登録地の記載が必要な方は、お問い合わせください。

※ 戸籍の記録事項証明書(戸籍謄抄本)の交付請求については、福岡法務局ホームページの記事
(https://houmukyoku.moj.go.jp/fukuoka/page000001_00457.html) も併せて参照してください。

お願い

郵送の場合は、配達の日数と役所の処理日数が必要ですので、余裕をもった申請をお願いします。郵便事情により、1週間から10日程度かかる場合もあります。

※委任状は委任者(頼む人)が全てご記入ください。※鉛筆、消えるボールペンでは記入しないでください。

委任状

垂水市長 殿

令和 年 月 日

住所

委任者
(頼む人)

氏名

印

※自署でない場合は押印が必要です

生年月日

私は次の者を代理人に定め、下記の証明の交付申請及び受領について委任します。

<input type="checkbox"/> 戸籍	<input type="checkbox"/> 戸籍附票	<input type="checkbox"/> 除籍	【	<input type="checkbox"/> 謄本(全員)	<input type="checkbox"/> 抄本(個人・一部)	】	
<input type="checkbox"/> 身分証明	<input type="checkbox"/> 記載事項証明	<input type="checkbox"/> その他()

住所

受任者
(頼まれる人)

氏名

生年月日